

平成二十七年七月十四日受領
答弁第三〇八号

内閣衆質一八九第三〇八号

平成二十七年七月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員中根康浩君提出老健施設等における看護職員と介護職員の夜勤の人員配置基準に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中根康浩君提出老健施設等における看護職員と介護職員の夜勤の人員配置基準に関する質問に対する答弁書

厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十九号）における夜勤を行う看護職員及び介護職員の数については、介護保険施設等に入所又は入院している利用者が夜間に必要とするサービスを受けるために必要な最低限の人員数を合計で定めているものであり、同告示について、御指摘のように「看護職員は何人」「介護職員は何人」と改める必要はないものと考えている。